八　登録料の納付等の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの　様式第二十六

2　法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に係る手続に際しての申出は、手続に係る書面に、予納台帳番号及び登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

3　法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

4・5　［略］

（委任による法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は委任による口座振替による納付の申出）

第四十一条　［略］

2　［略］

（特許料及び登録料の包括納付の申出）

第四十一条の二　第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一～三　［略］

2～4　［略］

八　登録料の納付の申出のうち防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を受ける者がするもの　様式第二十六

2　法第十五条第一項の規定による実用新案登録出願をする者が納付すべき登録料若しくは商標権の更新登録の申請をする者が納付すべき登録料若しくは割増登録料又は手数料の納付に際しての申出は、手続に係る書面に、見込額から納付する旨、予納台帳番号及び納付しようとする登録料若しくは割増登録料又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

3　法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて見込額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする特許料等又は手数料の額を記載することによりしなければならない。

4・5　［略］

（委任による見込額からの納付又は委任による口座振替による納付の申出）

第四十一条　［略］

2　［略］

（特許料及び登録料の包括納付の申出）

第四十一条の二　第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面（以下「包括納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一～三　［略］

2～4　［略］

（特許料及び登録料の自動納付の申出）

第四十一条の五　次の各号に掲げる各年分の特許料若しくは登録料に係る法第十五条第一項の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一～三　［略］

2・3　［略］

様式第1

［略］

〔備考〕

1～9　［略］

10　請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考9に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

11～17　［略］

様式第2

［略］

1　氏名（名称）を変更した者

識別番号

住所又は居所

旧氏名又は旧名称

新氏名又は新名称　㊞

2　［略］

〔備考〕

1　特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。

（特許料及び登録料の自動納付の申出）

第四十一条の五　次の各号に掲げる各年分の特許料又は登録料に係る法第十五条第一項又は法第十五条の二第一項の規定による特許料若しくは登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した書面（以下「自動納付申出書」という。）を援用してすることができる。

一～三　［略］

2・3　［略］

様式第1

［略］

〔備考〕

1～9　［略］

10　請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考10に該当するときを除く。）は、「氏名又は名称」（名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」）の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

11～17　［略］

様式第2

［略］

1　氏名（名称）を変更した者

識別番号

住所又は居所

旧氏名又は名称

新氏名又は名称　㊞

2　［略］

〔備考〕

1　特許出願人、実用新案登録出願人、意匠登録出願人及び商標登録出願人が届出をするときは、提出者（代理人を除く。）の印を押さなければならない。